

発電側課金制度における発電事業者に対する制度開始前通知の送付業務委託仕様書（案）

1. 件名

「発電側課金の制度開始前通知」の送付業務委託

2. 委託期間

令和5年11月30日 ～ 令和6年1月31日

3. 委託業務項目

- ・弊社が作成・関係する通知雛形（非FIT10kW以上、非FIT10kW未満の2種類）や諸元データをもとに、個別に通知を作成。（左上の社名の上に郵便番号、住所なども記載したうえで、A4両面で印刷）
- ・一律仕様のQA資料を送付部数分印刷。（A4両面で印刷）
- ・上記個別通知資料とQA資料を同一封筒に封入・封緘のうえ、発送を実施。（三つ折りにした文書を窓付きの長3封筒に封入・封緘）
（別紙に、通知雛形と諸元データ、QA資料を添付。）
- ・未着分については、弊社で後続対応を実施する想定であることから、上記諸元データにその旨入力のため、弊社へ返却する。

4. 委託業務の実施報告

- （1）受託者は、委託業務の実施報告として「業務完了報告書」を業務完了後速やかに発注者に提出するものとする。
- （2）発注者は、受託者から提出を受けた業務完了報告書の内容を確認し、実績と差異がある場合は受託者に修正を指示できるものとする。

5. 検収

検収は、業務完了報告書による実施状況の確認をもって検収するものとし、検収予定日は、令和6年1月31日（水）とする。

6. 支払方法

検収後、翌月末までに支払うものとする。

7. その他

- ・本委託によって得られた結果は、許可なくこれを利用し、また第三者には公表しない。
- ・発注者から提供されたすべての情報は「機密情報」として厳重に取り扱い、本業務以外の目的には利用

しない。

- ・機密情報を処分する際には、裁断・溶解等の方法により確実に破棄処分を行う。
- ・本書に定めのない事項および疑義のある点については、受託者、発注者間で協議の上、これを決定する。
- ・情報システム等、業務を行う上で必要な情報については、都度発注者から受託者へ情報提供を行う。
- ・本仕様書に不明な点がある場合または連絡を要する場合は、下記へ連絡すること。

以 上